

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
人事院人材局企画課長発「選考採用の適切な実施について」(通知)	当省ホームページへの掲示やハローワークを通じ広く一般に対し公募を行っている。	c		当省では基本的に非常勤公務員を必要とする各課の判断で広く公平な募集を行っており、募集を広く知らせる具体的手段としては、当省ホームページがハローワークを活用している。人材確保についても十分な人員を確保できていると考えているので、予算を確保した上で有料求人メディアを活用する必要は現時点ではない。		z0600001	全省庁	非常勤公務員採用の際の民間求人情報事業者の活用	5044	50440016	11	社団法人全国求人情報協会	16	非常勤公務員採用の際の民間求人情報事業者の活用	非常勤公務員の求人について、求職者に対し広く募集機会を知らせるために、すでに相当の実績がある求人メディアの活用を図る。人員の採用部署に適切な募集採用費用をすま化し、求人情報メディアの活用を図る一方で、適正な求人情報メディアを選別するための規程や業者登録制度を整備する。		民間の求人情報事業者が拡大・一般化する中で、これを利用する求職者に公務員の求人情報を提供することは、今まで以上に公平な就職機会の拡大につながる。	
出入国管理法及び難民認定法第6条、外務省設置法第4条第1項13号	台湾住民については査証が必要である	b		愛知万博期間中に台湾住民に査証免除を実施する方向で、法的整備を含めその具体的方法につき検討中である		z0600002	法務省、外務省	愛知万博期間中における台湾人観光客への入国査証免除	5052	50520001	11	愛知県	1	愛知万博期間中における台湾人観光客への入国査証免除	平成17年3月～9月に開かれる2005年日本国際博覧会(愛知万博)期間中は、台湾人観光客に対する入国査証の取得を免除して頂きたい。	愛知万博を訪れる台湾人観光客の誘致拡大	台湾人観光客は、現在、入国査証が必要であり、発給手続きの煩雑さ等が訪日観光客拡大の阻害要因となっている。すでに、韓国人観光客は、愛知万博期間中に査証免除となっていることから、台湾人観光客についても同様の措置を望みたい。なお、本年6月に同様の要望を行ったところ、台湾は入管法第6条の「外国政府への通告」との整合性が問題とされ、認められなかったが、その後、台湾を念頭に「権限ある機関」を対象に追加する方向で検討が進められているという報道があり、また、小泉首相からも関係機関に台湾人観光客への査証免除の検討指示がなされている。こうしたことから、是非とも、報道にあった様な形で速やかに入管法の改正手続きを進め、万博期間中の査証免除の特例を講じて頂けるようお願いしたい。	(資料) 新聞記事 (16年6月要望) 管理コード z0600008
出入国管理法及び難民認定法第6条、外務省設置法第4条第1項13号	修学旅行生について、査証申請書の提出及び査証手数料を免除	b		愛知万博期間中に台湾住民に査証免除を実施する方向で、法的整備を含めその具体的方法につき検討中である		z0600003	法務省、外務省	台湾人修学旅行生に対する入国査証の免除	5052	50520002	11	愛知県	2	台湾人修学旅行生に対する入国査証の免除	台湾からの修学旅行生に対して入国査証を免除して頂きたい。	台湾からの修学旅行生の誘致拡大	本県には、企業博物館、生産現場など産業観光資源が多数存在する。産業観光は、学習効果が大きいことから、修学旅行の旅行先として国内外に積極的にPRしている。海外については、韓国・中国・台湾を主要な誘客対象としているが、台湾修学旅行生のみが、現在、査証免除となっていない。本年6月に同様の要望を行ったところ、台湾は入管法第6条の「外国政府への通告」との整合性が問題とされ認められなかったが、その後、台湾を念頭に「権限ある機関」を対象に追加する方向で検討が進められているという報道もなされているので、是非とも、報道にあった様な形で速やかに入管法の改正手続きを進め、台湾人修学旅行生に対する査証免除を行って頂くようお願いしたい。また、できれば、愛知万博の開幕までに免除措置がなされるようお願いしたい。	(資料) 新聞記事 (16年6月要望) 管理コード z0600009

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
旅券法第21条の3	旅券事務は都道府県に法定委託されている	c		1. 都道府県における旅券事務は都道府県知事が外務大臣から法定受託しているものであり、旅券法上、申請受理、交付等の事務は都道府県知事が行うこととなっております。 2. この趣旨は、都道府県知事は旅券発給管理の根幹をなす国籍確認、同一人性の確認、身元確認及び住基ネットを利用した居住確認をおこなって、特に国籍確認や住所確認については形式審査のみならず、疑義が生じた場合には実地調査を行うことと含まれているからであり、権限のない民間委託ではこのような調査権限に限界があるからです。 3. なお、公権力の行使に直接関わりがない一部の旅券事務(電話案内、旅券作成、はがき郵送等)については、国民及び諸外国に対し政府が責任をもって日本旅券の発給管理という責務に影響を与えない範囲であれば民間に開放は可能であるとされており、現に多くの旅券事務所の窓口では、それぞれのニーズを勘案して手数料収入に見合った或いはそれ以上の経費を負担して事務所の開設・維持及び運営をおこなっており、さらには人件費削減の点からは窓口における職員の採用など民間活況を活用することによって、申請時間の延長や日曜交付等最大限努力して実施しているものと承知しております。		z0600004	外務省	旅券事務の民間開放	5055	50550001	11	個人	1	旅券事務所(パスポートセンター)事業の民間開放	各都道府県の旅券事務所で行われている、旅券申請・発行に関する業務を民間開放することによって、民間の旅行事業者の営業所などで旅券の申請・交付・更新ができるようになる。	民間事業者が、旅券申請・発行業務を、旅行業者の営業所等で行えるようになることによって、以下のような効果が期待できる。 ・申請者にとって利便性が高まる(営業時間の延長、土日祝日の営業など)。 ・旅券交付、更新手数料の削減が期待できる。	都道府県知事は、申請者に対して出頭を求めて旅券を交付するものとされているので、本事業を実施するうえで改革が必要。	
旅券法第21条の3	旅券事務は都道府県に法定委託されている	d及びe		1. 旅券は国がその所持人に国籍及び身分を証明し、かつ、その者の円滑な通行及び万一の場合の援助を要請する公文書であることから、その発給には身分の確認等をより厳格に行う趣旨から法律で申請時及び交付時の2回出頭することを求めています。(旅券法第3条第1項及び同法第7条) 2. しかしながら、申請者の便宜をも考慮し、申請時は申請者の指定した者による申請書類の提出を認めており、申請者の配偶者又は二親等内の親族(旅券法第3条第4項)以外では、同法施行規則第3条第4項で「申請者に代わって提出することが適切でない者」と定められたもの以外の者が、代理に提出できることとなっております。なお、遠隔地、離島対策については、各都道府県が出頭して受理・交付を行う等、申請者に便宜を図っているものと承知しております。 3. さらに、旅券事務は、地方自治法第2条第10項により法定受託事務となっており、都道府県の申請・交付窓口の拡大については、都道府県が地域住民の利便、行政効率、住民全体の公平性等を勘案して判断していると承知しております。既に本年3月から岡山県においては24時間申請が可能なオンライン申請を導入したところ。 4. 他方、旅券事務を民間開放し受付窓口を増やす、あるいは、区役所等最寄りの地方自治体窓口でも手続きが可能ようにすることにしましては、本年6月に議員立法による市町村への再委託が既に法制上決定されておりますところ、今次全国規模の規制改革で検討する必要性は乏しいと考えます。		z0600004	外務省	旅券事務の民間開放	5056	50560253	11	(社)日本経済団体連合会	253	旅券申請・交付受付窓口の拡大[新規]	旅券の交付・申請に係る事務を民間開放し受付窓口を増やす、あるいは、区役所等最寄りの地方自治体窓口でも手続きが可能になるようにすべきである。	旅券の交付・申請に係る事務は法定受託事務であることから、地方自治法の定めにより業務の全部を外部委託することはできない。	旅券の発給には厳格な本人確認が必要とされており、申請者は申請時と受領時の計2回、窓口に向わなくてはならない。各都道府県にある旅券の申請窓口は数が少なく、利用者利便性が低い。(東京都4ヶ所、神奈川県8ヶ所、千葉県11ヶ所、埼玉県6ヶ所など)	
平成13年12月17日付平成13・12・14中庁第2号及び平成16年3月経済産業省よりの「債権譲渡禁止特約の解除範囲拡大の御依頼」	契約書に記載の債権譲渡の禁止条項に、必要に応じて債権譲渡禁止特約のたし書きを設けている。	d	措置済み	主に中小企業者との契約において、契約書の債権譲渡の禁止条項に、債権譲渡禁止特約を解除する旨のたし書きを設けている。		z0600005	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る債権譲渡禁止特約の解除[新規]	5056	50560144	11	(社)日本経済団体連合会	144	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る債権譲渡禁止特約の解除[新規]	すべての国の機関及び地方自治体において、速やかに債権譲渡禁止特約を解除すべきである。	債権譲渡禁止特約が資産流動性の適格要件の障害となっている。このような状況を改善するため、経済産業省など一部の国の機関においては、既に債権譲渡禁止特約の解除が行われている。	国の機関及び地方自治体向け金銭債権については、譲渡禁止特約が付されているため、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
平成13年12月17日付平成13・12・14中庁第2号及び平成16年3月経済産業省よりの「債権譲渡禁止特約の解除範囲拡大の御依頼」	契約書に記載の債権譲渡の禁止条項に、必要に応じて債権譲渡禁止特約のたし書を設けている。	d	措置済み	主に中小企業者との契約において、契約書の債権譲渡の禁止条項に、債権譲渡禁止特約を解除する旨のたし書を設けている。		z0600005	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	5086	50860034	11	社団法人リース事業協会	34	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。		本年6月に同要望を提出したが、各省庁の対応が異なり、統一的な対応が求められる。	
出入国管理法及び難民認定法第6条、外務省設置法第4条第1項13号	査証申請に際し、申請人に対して、必要な書類の提出を求めている	C		これまで査証発給手続の簡素化、審査期間の短縮については、出入国管理等の観点から考慮しつつ、できる限り実施してきているところであり、今後とも各種影響を総合的に考慮しながら、引き続き前向きに検討していきたい。		z0600006	外務省	優良事業者認定制度の導入による「研修」査証発給の簡素化・迅速化【新規】	5056	50560232	11	(社)日本経済団体連合会	232	優良事業者認定制度の導入による「研修」査証発給の簡素化・迅速化【新規】	在外公館等における「研修」査証申請において、優良事業者(例えば、過去数年間に渡り、不許可となつたことがない企業又は、東京証券取引所上場企業若しくはこれと同等の規模を有し、過去において査証関連事故が発生した事例がない企業等)を認定する制度を設け、当該企業において「研修」を行うことを目的として在留資格認定証明書を取得し、当該事業者の現地法人(合併会社を含む)社員が、「研修」査証を申請する場合には、特別に簡素かつ迅速な発給手続を行うこととすべきである。	企業の国際競争力を高めるため、進出国への技術、知識、ノウハウの移転は必要不可欠であり、企業によっては、例えば東南アジア諸国に設置した現地法人を対世界市場、地域市場向けの生産拠点として位置付け、年に複数回、新製品等の生産を開始することも少なくない。その際に、当該現地法人の外国籍技術者を日本に招聘し、これら新製品の生産に必要な技術を習得させるべく研修を実施するケースが増えている。また、一人の技術者が複数製品を担当したり、更なる高度技術を習得するため年に複数回研修を受ける必要がある場合がある。さらに実施のタイミングは、顧客ニーズや販売動向など市場環境に合わせて臨機応変に決定される。そのため、研修予定が決定した段階で在留資格認定証明書を取得し、「研修」査証を申請することになるが、昨年の当会要請に基づき導入された在留資格認定証明書の発給手続の簡素化・迅速化措置を活用したとしても、査証発給手続が遅延すれば、円滑な事業活動のための高度人材の移動が実現できない。従って、在留資格認定証明書と同趣旨の簡素化・迅速化措置を講じるべきである。	現地法人の外国籍社員を日本に招聘して実施する企業単独型の研修を行うため、「研修」査証申請をする場合、査証取得までに長期間を要したり、ASEAN諸国の在外公館によっては、「研修」査証の再申請については、帰国後1年以上経過しないと申請できないと指導され、申請が受理されないといった不透明な運用がなされることがある。	
出入国管理法及び難民認定法第6条、外務省設置法第4条第1項13号	査証申請に際し、申請人に対して必要に応じた手続を求めている	C		これまで査証発給手続の簡素化、審査期間の短縮については、出入国管理等の観点から考慮しつつ、できる限り実施してきているところであり、今後とも各種影響を総合的に考慮しながら、引き続き前向きに検討していきたい。		z0600007	外務省	優良事業者認定制度の導入による中国人等の「短期滞在」査証発給の迅速化【新規】	5056	50560233	11	(社)日本経済団体連合会	233	優良事業者認定制度の導入による中国人等の「短期滞在」査証発給の迅速化【新規】	在中国日本大使館等における短期商用目的での「短期滞在」査証申請において、優良事業者(例えば、過去数年間に渡り、不許可となつたことがない企業又は、東京証券取引所上場企業若しくはこれと同等の規模を有し、過去に査証関連事故が発生した事例がない企業等)を認定する制度を設け、当該事業者が「身元保証書」等を発出し、当該事業者の在外中国現地法人(合併会社を含む)等に所属する中国籍社員等が、商用目的で「短期滞在」査証を申請する場合には、迅速な発給手続を行うこととすべきである。 例えば、査証申請から発給までに要する日数を2-3日程度に短縮し、渡航予定日までに5日のワーキングデーが確保されていない場合も申請を受け付けるものとする。また、ASEAN諸国においても同様の趣旨の制度を設け、優良事業者に対しては迅速な発給手続を行うこととすべきである。	わが国企業の現地法人に所属する中国籍社員が、短期商用目的で「短期滞在」査証を申請する際、申請日の翌日から渡航予定日まで1週間(土、日、休館日を除く)が5日間確保されない場合は申請が受理されず、また、ASEAN諸国にあるわが国の在外公館によっては「短期滞在」査証発給までに10日間程度を要することから、日々変化する事業環境に基く急な出張ニーズなどに対応できず、円滑な事業活動のための高度人材の移動が実現できない。 なお、法務省の在留資格認定証明書の発給手続に基き、昨年度の当会要請に基き、優良事業者に対する迅速化措置が講じられている。	中国にあるわが国の在外公館において、中国籍社員が「短期滞在」査証を申請する場合、申請日の翌日から渡航予定日まで1週間(土、日、休館日を除く)が5日間確保されない場合は、申請が受理されない。また、ASEAN諸国にある在外公館でも、「短期滞在」査証の発給までに10日間程度を要する場合がある。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
出入国管理法及び難民認定法第6条、外務省設置法第4条第1項13号	査証申請に際し、申請人に対して、必要な書類の提出を求めている	C		これまでも査証発給手続の簡素化、審査期間の短縮については、出入国管理等の観点から考慮しつつ、できる限り実施してきているところであり、今後とも各種影響を総合的に検討しながら、引き続き前向きに検討していきたい。		z0600008	外務省	優良事業者認定制度の導入による中国人の「短期滞在」査証発給の手続簡素化[新規]	5056	50560234	11	(社)日本経済団体連合会	234	優良事業者認定制度の導入による中国人の「短期滞在」査証発給の手続簡素化[新規]	<p>在上海、広州、瀋陽総領事館等における短期商用目的での「短期滞在」査証申請において、北京の日本大使館と同様に戸口簿の添付を不要とすべきである。あるいは、優良事業者(例えば、過去数年間に渡り不許可となつたことがない企業又は、東京証券取引所上場企業若しくはこれと同等の規模を有し、過去において査証関連事故が発生した事例がない企業)を認定する制度を設け、当該事業者が「身元保証書」等を発出し、当該事業者の在中國現地法人(合弁会社を含む)に所属する中国籍社員が、商用目的で「短期滞在」査証を申請する場合には、特別に発給手続の簡素化を行うこととすべきである。</p> <p>具体的には、戸口簿における職業欄と現在の職業が異なる場合であっても、当該事業者が発出する身元保証書と、当該事業者の在中國現地法人(合弁会社を含む)が発出する在職証明書等をもって、本人の職業を証明するものとし、申請を受け付け審査することとすべきである。</p>	中国籍社員が、在上海、広州、瀋陽総領事館において短期商用目的で「短期滞在」査証を申請する場合、提出を求められている戸口簿には、職業を記載する欄(職務処所)がある。中国においては、転職などによる職業変更の届けは、とりわけ本籍地と勤務地が異なる場合、その煩雑さから行われにくいことも少なくない。また、旧固有企業に勤務している場合は、社名のほか役職、資格なども併せて記載されるが、旧固有企業から日系を含む外資系企業に転職した際、社名のみ記載となるため、中国籍社員が覚悟などを戸口簿に残したい場合には、積極的に変更届けが行われていない。そのため、戸口簿上の職業欄と現在の職業が異なることがあり、たとえ身元保証書や在職証明書等で現在の職業を証明することができても拒否処分され、渡航を断念せざるを得ないケースがあり、円滑な事業活動のための高度人材の移動が実現できない。	中国にある在外公館(在上海、広州、瀋陽総領事館等)において、中国籍社員が、短期商用目的で「短期滞在」査証を申請する場合、戸口簿(戸籍簿)写しを添付書類として提出することが求められており、その職業欄まで細部に渡る審査が行われ、申請が不許可になることがある。なお、北京の日本大使館領事部において、同様の申請をする際には、戸口簿写しの添付は求められていない。	
租税特別措置法第86条第1項、租税特別措置法施行令第45条の4第1項、外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免除の取扱いについて(法令解釈通達)3、4(財務省所管)	財務省所管の法体系の下、本制度の申請窓口となっている外務省宛申請がなされ、外務省は右申請を財務省(国税庁)宛に発出し、財務省から各所轄税務署に対し指定通知がなされる。	d(現行制度で対応可能)	(訓令又は通達の手当てを必要とするもの)	既に会社全体としての申請が実質的に確保され、手続が簡素化されている。		z0600009	財務省、外務省	消費税免税指定店舗申請の簡素化[新規]	5056	50560270	11	(社)日本経済団体連合会	270	消費税免税指定店舗申請の簡素化[新規]	<p>店舗ごとの申請ではなく、会社全体として申請ができるよう手続面の見直しを図るべきである。</p>	本年6月の規制改革集中受付月間において財務省は、同一の事業者が複数の店舗の申請を行う場合には、一枚の申請書に指定を受けようとする店舗を列記等することにより一括で指定を行い、手続面の簡素化に配慮していると回答している。その一方、外務省の回答では、現在の手続により確保できている各国公館が求める各指定店舗のカテゴリ、名称、住所と連絡先の情報が会社全体として認定を受けた後に当該会社の店舗を別途届出することで確保され、かつ、それが手続の簡素化になるのであれば、申請手続上、問題がないという見解が示されている。財務省としても外務省の見解を踏まえ、再度、手続の簡素化に向けた検討を行うべきである。	外国公館等との免税取引を行うにあたり、事業者は店舗ごとに「外国公館等に対する消費税免税指定店舗申請書」を外務省に提出し、認定を受けなければならない。	
会計関係法令に規定されている以外に、クレジットカード決済による支払いを規制する規則や運用は無い。	クレジットカードによる決済は行っていない。	C		公金の適正管理、紛失の危険、一部諸外国での利用の限界等により、一律的な導入は困難。		z0600010	全省庁	クレジットカード決済による支払業務	5095	50950002	11	株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	2	クレジットカード決済による支払業務	<p>各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いを職員による立替精算や請求書支払でなく、クレジットカード支払で行うことに対する規制緩和をしていただきたい。</p>	出張旅費や物品購入等の支払業務をクレジットカード払いで行い、仮払・立替精算や請求書払いなどの業務処理を各職員にクレジットカードを配布し、業務を効率化・簡素化する。	これまで各職員が個別に行っていた精算業務をクレジットカード決済を行うことで会計処理の簡素化と事務の効率化を図ることができる。具体的には職員の精算業務の効率化、仮払・立替等の出納業務の削減、決算の簡素化、振込手数料の削減などが実現できると考えているため、クレジットカードによる支払業務を行いたい。現在の各省庁の会計規則上問題があれば、行えるように緩和していただきたい。制度上問題がなければ、その旨を明示していただきたい。現在、内閣府、財務省、経済産業省、警察庁で部分的に導入されている。したがって実務的に問題がないと考える。	



「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
旅券法施行規則第5条及び処理基準	氏名の非ヘボン式ローマ字表記については、渡航の便宜のために特にその必要性が認められる場合には、出生証明書等外国政府機関が発行した書類の提示によって綴りを確認の上、非ヘボン式ローマ字表記等申出書をもって認めている。	b		1. 旅券の発給並びにその後の管理を迅速かつ正確に行うためには、一定のルールを設ける必要があります。仮にルールを設けることなく、個人の希望にそって旅券氏名の表記を行うこととなれば、発給後の管理等に混乱を及ぼすことになりません。特に、旅券氏名の表記を変更する場合には、国内の出入国管理のみならず諸外国の出入国管理に与える影響も大きく、軽々しく認められるべきではないと考えております。 2. 他方、時代の流れの中で旅券氏名欄に外国語の氏名表記導入を希望するものが増えていることも事実であり、種々検討を行っているところです。 3. かかる状況において、平成18年度以降を自処として現行処理基準の非ヘボン式表記における、両親の一方が外国人で外国式の名を名乗る者、外国人と婚姻し配偶者の姓を名乗る者、帰化した者及び帰化した者との間に血縁関係(婚姻、親子関係)がある者、との条件を廃止し、今後は、外国式の姓名が戸籍に記載されている者を対象し、当該綴りの確認のため、外国政府機関が発行した書類が提示できるものと変更することで検討中です。		z0600011	外務省	氏名に関する人権侵害を防ぐ必要に欠けがみ非ヘボン式欧文表記のみを旅券に記載する特例制度	5099	50990005	11	個人	5	氏名に関する人権侵害を防ぐ必要に欠けがみ非ヘボン式欧文表記のみを旅券に記載する特例制度	氏名に関する国民の基本的権利がとりわけそのヘボン式ローマ字表記に関して侵害される事実が認められ、その是正のために本人が特定の欧文表記を以って正当な氏名として生涯責任を負う旨の宣誓手続きを申し出た場合には、旅券にその個人の「氏名の欧文表記」としては本人の定める表記のみを記載する。記載後の変更には家親による手続きを要件とする。 1. ヘボン式等ローマ字諸派の流儀により「本人が忌避する不正確な呼称」や「性別錯誤など氏名として忌避すべき価値の連想」を惹起する恐れが否定できず、2. 本人が定める欧文表記の「本人にとり重要な欧文言語」による呼称が「戸籍に記載された和文氏名表記の呼称」と一致又は最近似する場合にこれを認めるものとする。片親が外国出身である者のみに認められている同様の特例制度を両親とも日本人の者に広げ、出生上の差別を解消する。	国内でもたとえばアメリカ大使館での税務手続きなどに旅券は必要となる。国内を外を問わず、氏名の人権侵害を甘受せず生活し活躍できる社会基盤を構築する。1. 報道(含外国語放送等)2. 医療(CTなど欧文入力機器)3. 保険・金融・通信等事業や資本の国際化に伴う顧客のdata baseの欧文化4. 知的所有権情報の国際化5. 治安・税務情報の国際的共有6. Internetによる国際的な不特定多数による情報流布7. 旅券や国際免許等のすべてに亘り、故意に本人の意思に反する表記を成し流布する者に対し、不法行為法をもって保護される欧文表記を明示できるようになる。これにより、「報道被害などの恐れから解放されて大膽に行動の自由、表現の自由を行使できる」と認めるものとする。片親が外国出身である者のみに認められている同様の特例制度を両親とも日本人の者に広げ、出生上の差別を解消し易くなる。	現行制度は片親が外国出身の者と差別して、非ヘボン式表記を括弧書きの通称扱いで、非ヘボン式表記と性別錯誤などを生むヘボン式表記を氏名として記載するため、違法である。1. 1988年2月16日最高裁判所第3小法廷は「人はその氏名を正確に呼称されることについて不法行為法上の保護を受けるべき重大な利益を有する」と認め、「出身国の内外を問わず」と認め、一方、「正しく読めない表記なら仕方ない」として賠償請求を棄却した。よって「欧文においても正しく呼称される表記で名乗り記す権利と責任があり、これを保証せず人権侵害を放置、誘発する行為は判決の趣旨に反し違法」である。2. 2004年7月28日の那覇地裁以来、性同一性障害者に戸籍の性別変更を認める判決が続く。然らば性別錯誤を防ぐに本要望を実現することは緊要かつ妥当である。3. 1993年8月からの「悪魔くん」命名事件は「尊厳を毀損しうる名は受理を拒否してでも阻止」する前例となり、(右欄へ続く)	本要望は前請項「内閣告示第一号の改正」および戸籍、住民票、健康保険証に欧文氏名を記載する特例制度を求める要望と関連する。ただし、個別にすみやかに実現することを目指し、他の要望の実現遅延をもって本要望のものではない資料として、本要望の詳細と各種関連事例を添付する。
出入国管理法及び難民認定法第6条、外務省設置法第4条第1項13号	査証申請に際し、申請人に対して、必要な書類の提出を求めている	b		これまで査証免除、発給手続の簡素化、審査期間の短縮については、出入国管理等の観点から考慮しつつ、できる限り実施してきているところであり、今後とも各種影響を総合的に考慮しながら、引き続き前向きに検討していきたい。		z0600012	外務省	外国人旅行者に対する査証手続きの緩和	5117	51170014	11	東京都	14	外国人旅行者に対する査証手続きの緩和	外国人旅行者の拡大を図るため、一定の要件の下での観光目的で来訪する旅行者に対する査証の免除、査証申請の際の提出書類の簡素化や発給日数の短縮化など査証発給手続き等を一層推進すること。	・訪日外国人数は、日本人海外旅行者数の3分の1に過ぎず、国際旅行収支は大幅な赤字になっている。 ・「観光産業振興プラン」を策定し、外国人旅行者を増やす目標を掲げている。 ・しかし、現在の外国人に対する訪日査証制度が、海外からの旅行者増大にとって障害になっている。		
該当法令なし	二国間社会保障協定の締結により、制度への加入が強制的であり、かつ、本人の保険料提出が必要とされる公的年金制度等社会保障制度のうち主たるものを対象として、二国間法令の二重適用の回避及び保険期間の通算を図る。	該当番号なし。注：現在、EU加盟国のうち2カ国(独、英)と社会保障協定を締結、2カ国(ベルギー、仏)と社会保障協定締結交渉につき実質合意にいたっている。	注：法律上の手当を必要とするもの。注：日独社会保障協定実施特例法(平成12年2月協定発効)日英社会保障協定実施特例法(平成13年2月協定発効)日・ベルギー・社会保険協定締結交渉(平成16年9月実質合意)日仏社会保障協定締結交渉(平成16年10月実質合意)	平成16年度日・EU規制改革対話東京会合において、我が国としても、今後、EU各加盟国との人的交流の状況や社会保障協定の必要性に照らし、優先度の高い国について、順次社会保障協定締結交渉に向けた情報交換を進めていく用意がある旨をEU側に通報した。		z0600013	外務省(厚生労働省)	年金制度の見直し	5120	51200008	11	欧州委員会(EU)	8	年金制度の見直し	1. 年金について、EUは、日本政府に対して以下を奨励する。すべてのEU加盟国との間で、二国間社会保障協定を早急に締結すること。	「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部)1.3人的資源による。		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
-	-	-	-	2004年11月に開催された平成16年度日・EU規制改革対話東京会合で我が国の回答として概要次の通り伝達した。 (在留資格認定証明書の交付等においては、過去に不許可になった事例がない等優良企業であれば、2週間程度での審査が終了している。今後とも、対日投資促進のため、入国・在留申請の迅速化に努めてまいりたい) 注:法務省回答と同じ	-	z0600014	法務省、外務省	入国、在留資格に関する規制、手続の緩和	5120	51200009	11	欧州委員会(EU)	9	入国、在留資格に関する規制、手続の緩和	2. 入国と在留資格に関する規則と手続の緩和を検討すること。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 1.3人的資源による。	
「政府調達に関するアクションプログラム」 「物品に係る政府調達手続について(運用指針)」	外務省は、会計年度の当初又は年度の可能な限り早い時期において、または各省庁(当該省庁の監督の下にある政府関係の法人を含む。)は、更に詳細な情報を供給者に提供する機会を設ける必要がある場合において、関心のある内外の供給者を対象として政府調達に関するセミナーを開催し、以下の内容を説明する。 1. 80万SDR以上の調達額が見込まれる調達計画について、(イ)調達機関及びその住所、(ロ)調達の内容、(ハ)入札公告(公示)の予定時期。 2. 多くの供給者が関心を有すると想定される調達関連情報。 3. 資格審査手続きの概要その他競争参加に必要な資格等。	d, e	-	1. 外務省では、毎年4月に政府調達セミナーを開催し、内外の供給者を対象として、我が国の政府調達関連施策の現状について説明するとともに、各省庁(各省庁所管法人を含む)における当該調達年度の予定調達案件(物品、サービス)について資料を取りまとめ、同資料に沿って、各省庁担当者より説明を行っている。 2. 同セミナーを開催するにあたっては、在京大使館、国内各国商工会議所等に案内状を送付しているほか、官報にも日・英で開催日、参加申込窓口を公示し、より多くの外国関係者の参加が得られるよう広報に努めている。 3. また、同セミナーで使用する資料は、特に調達案件に関する資料を中心として可能な限り英語を併記し、参加者全員に配布しているほか、会場には、同時通訳を入れるなど、外国関係者の利便に最大限配慮している。また、各省庁の説明毎に質疑応答の機会を設け、個別の質問に応じることとしている。 4. 外務省としては、現在のところ、政府調達セミナーで使用した資料をウェブサイトに掲載することは予定していない。他方、各国からの参加者が、その所属する団体の責任において、pdf形式などのかたちでウェブサイトに掲載したいということであれば、事前に御相談頂ければ妨げるものではない。 5. 公共工事については、「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、毎年度、当該年度の公共工事の発注の見通しについて公表している。	-	z0600015	国土交通省、総務省、財務省、国土交通省、総務省、財務省、e環境省、外務省	政府調達の透明化の推進	5120	51200010	11	欧州委員会(EU)	10	政府調達の透明化の推進	国土交通省の認定制度に加えて、EUは経審の評価の一環としてまた資格審査段階において、発注機関が外国における経験を直接認定できるようにすることを提案する。国内・国外の経験を一切区別せず、平等に考慮すべきである。主要な財務事項審査制度において、主要な財務および技術に関する能力について、下限指標の導入をEUは提案する。EUは、企業が入札に先んじて経営事項審査を受ける義務を撤廃し、発注機関自体が各々の調達手続において、企業能力の評価を行うことを提案する。 EUは、登録義務を撤廃するか、MLITにおける統一登録に代替し、それを日本全国の発注機関において有効とすることを提案する。 EUは、現行の予定価格制度を廃止するか、EUで適用しているものと同様の制度、すなわち各契約のために指定された予算の提示、に切り替えることを提案する。いずれにせよ、異常に低い価格の応札を自動的に拒絶すべきではない。その代わりに、入札者にそのような低価格で応札した理由と正当性を説明する機会を与えるべきである。	(具体的要望内容より続き) e. EUは、技術仕様設計あるいは記述的特性に合致してはいないが、その要件に明らかに適合しており、発注の目的とニーズを満たしているような「同等性のある」手法に基づく応札については、発注機関がそれを考慮できるようにすべきと提案する。EUは、日本に対して、確直的な技術仕様への代替案として、革新的な技術手法を考慮することを奨励する。この観点において、EUは日本が環境物品の調達に係る技術的要件を見直し、「同等性のある」生産手法を受け入れることを要請する。 f. EUは、日本では事業所を設立してはいるが、公共調達への参加を希望しているような企業のために、政府調達セミナーの際に各省庁から配布および説明が行われるその年度に予定されている調達の全リストを、外務省・総務省のホームページに掲載することを提案する。また、このセミナーの対象範囲を拡大し、当該年度内に実施されるすべてのインフラ事業を対象とするよう提案する。	「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 2.1政府調達による。	
電波法 電気通信事業法 ただし、協定を締結した場合その実施に関連する国内法として、	電気通信機器の相互承認としては、現在、欧州共同体(EC)及びシンガポールとの間で協定を実施中である。	b	ただし、協定を締結した際の国内実施法として、	引き続き日米間で協定の締結の可能性を追求する。	本件は政府間交渉に係るものであり、措置の実施時期は日本政府のみで検討・決定できるものではない。	z0600016	総務省、外務省	電気通信:通信機器の貿易促進	5122	51220016	11	米国	16	電気通信:通信機器の貿易促進	通信及びIT機器の分野でより効率的な貿易が促進されるよう米国と日本は試験及び認証の要件を相互に承認する方策を講じてきた。この精神の下、米国は日米両政府が2004年度末までに電気通信作業部会を通して電気通信機器の具体的な要件及び電磁両立性(EMC)の一般的要件に関する相互承認協定(MRA)を締結するよう提案する。	通信及びIT機器の分野でより効率的な貿易が促進されるよう米国と日本は試験及び認証の要件を相互に承認する方策を講じてきた。この精神の下、米国は日米両政府が2004年度末までに電気通信作業部会を通して電気通信機器の具体的な要件及び電磁両立性(EMC)の一般的要件に関する相互承認協定(MRA)を締結するよう提案する。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
日米規制改革及び競争政策イニシアティブ 該当法令=なし。 「成長のための日米経済パートナーシップ」(2001年6月30日の小泉総理とプッシュ大統領との会談で立ち上げ)の下にある6つの対話の一つ。 知的財産推進計画2004 該当法令=知的財産基本法 欧米との連携を強化する 2004年度から、侵害発生国・地域への働きかけを有効に行うため、首脳間、閣僚間をはじめとする日米、日・EU間の定期協議や個別協議などを積極的に活用し、侵害発生国・地域に対し共同で取り組むよう、米国、EU・欧州各国との連携を深める。	日米規制改革及び競争政策イニシアティブ 12月7,8日に第一回情報技術作業部会(課長級)が行われ、海賊版対策について意見を交換。なお、作業部会は年2回実施される予定であり、日米次官級による協議を経て、年1回日米両首脳に報告書を提出。 アジアにおける知的財産権のエンフォースメントに関する事務レベルの日米情報交換会を開催(2004年11月)	b	不明。 日米で合意する協力形態次第。	日米規制改革及び競争政策イニシアティブ 当面(次回の首脳への報告書提出まで)、日米で具体的な協力方法を議論する。 その他知財協力の枠組みについて米国当局と検討を進める。	本件は政府間協力に係るものであり、措置の実施時期・形態は日本政府のみで検討・決定できるものではない。	z0600017	内閣官房(知財)、外務省	知的財産権保護の強化:知的財産権保護の強化に向けた日米の連携	5122	51220028	11	米国	28	知的財産権保護の強化:知的財産権保護の強化に向けた日米の連携	世界、特に、アジアにおける知的財産権の一層の保護を促すため、二国間、地域内、多国間協議の場において米国と連携する。		日本は日本経済を活性化するため、IT並びに知的財産の経済的重要性を認識しており、知的財産推進計画を通じて知的財産の創造、活用、保護において指導的立場に立とうと努力している。これらの目標および知的財産推進計画に沿って、米国は日本が以下の措置を取ることを提言する。	
該当無し	APEC首脳たちは貿易・投資の分野にわたり一連の透明性基準に合意した。	b	不明。 米国の協力の形態による。	APEC透明性基準の完全実施を通じた貿易・投資分野における透明性向上は、APEC各メンバーの政策予見性を高める上でも、またこれらの分野での自由化・円滑化を促進する上でも重要であり、ビジネス界からの期待も大きい。APECにおける米国のイニシアティブを高く評価する。我が国としても、個別行動計画(IAP)を活用した、APEC透明性基準の実施状況の把握等、APECにおける透明性向上の取組みについて米国と協力していきたい。	-	z0600018	外務省	APEC透明性基準	5122	51220121	11	米国	121	APEC透明性基準	APEC首脳たちは貿易・投資の分野にわたり一連の透明性基準に合意した。米国は日本と協調してこれらの基準の設立に取り組んできた。よって米国と日本は、アジア太平洋地域諸国の法体制におけるAPEC透明性基準の完全実施に向け協力していくべきである。		APEC首脳たちは貿易・投資の分野にわたり一連の透明性基準に合意した。米国は日本と協調してこれらの基準の設立に取り組んできた。よって米国と日本は、アジア太平洋地域諸国の法体制におけるAPEC透明性基準の完全実施に向け協力していくべきである。	